

笠岡市民生活応援商品券配付事業 特定事業者募集要項

1 資格要件

- ・市内に事業所（店舗）があり、本事業に誠実な対応をされる事業者
- ・下記特定事業者の責務を果たせる事業者
- ・本商品券事業期間内に加盟登録脱退等異動のないこと

2 特定事業者の責務

特定事業者は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではならない。また、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。さらに市と適切な連携体制を構築すること。

3 応募方法

(1) 笠岡商工会議所の会員以外の事業者

- ・申込手続先：笠岡市商工観光課窓口
- ・申込方法：特定事業者登録申請書に必要事項を記入の上、笠岡市商工観光課窓口へ持参すること。

※振込口座の表紙及び1ページ目・2ページ目の写しを添付すること。

(2) 笠岡商工会議所の会員かつ笠岡市内共通商品券の加盟店

- ・申込手続先：笠岡商工会議所
- ・申込方法：特定事業者登録申請書に必要事項を記入の上、**笠岡商工会議所へ持参又は郵送にて提出すること。**

※笠岡商工会議所が発行する笠岡市内共通商品券の換金の振込先口座とは別の振込先口座を指定する場合は、振込口座の表紙及び1ページ目・2ページ目の写しを添付すること。

(3) 笠岡商工会議所の会員で笠岡市内共通商品券の非加盟店

- ・申込手続先：笠岡商工会議所
- ・申込方法：笠岡商工会議所へ問い合わせすること。

4 応募期間

令和8年1月29日（木）～令和8年2月13日（金）

5 商品券使用期間

令和8年3月15日（日）～令和8年9月30日（水）

6 商品券で販売できない物品

- ・不動産や金融商品
- ・たばこ
- ・商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税や地方税や使用料などの公租公課

7 換金期間

令和8年4月1日（水）～令和8年10月30日（金）

※次の要件に該当する場合は、商品券特定事業者として登録できません。

- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ・笠岡市の入札停止の措置、または入札参加除外の措置を受けている者
- ・地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法第96条の6、もしくは198条または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法第247条の規定に基づく公訴を提起されている者
- ・役員等が暴力団員、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ・暴力団、または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
- ・特定事業者募集要項内の特定事業者の責務を果たせない者